

別添

## 奈良県農業農村整備事業測量作業規程

奈良県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和3年2月1日付け国国地第96号）を準用する。

この場合において、第1編総則第1条第1項及び第2項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「農業農村整備事業のために奈良県」と読み替えるものとする。なお、附則中、「令和3年2月3日」とあるのは、「承認日」と読み替えるものとする。